七　昭和四十二年郵政省告示第三百二十一号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

第一項の表四の項から六の項までを削る。

第二項の表二の項中「同右」を「放送業務用」に改める。

八　昭和四十二年郵政省告示第三百二十四号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

第二項の表四の項から九の項までを削る。

九　昭和四十二年郵政省告示第三百二十七号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

第二項の表二の項から一二の項までを削る。

十　昭和四十二年郵政省告示第六百三十二号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

第一項の表三の項から五の項までを削る。

十一　昭和四十二年郵政省告示第六百三十九号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

第二項の表七の項から一〇の項までを削る。

十二　昭和四十二年郵政省告示第六百七十六号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

第二項の表三の項を次のように改める。

三	削除

第二項の表四の項中「同右」を「放送業務用」に改める。

十三　昭和四十二年郵政省告示第七百七十一号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

第一項の表一の項及び二の項を次のように改める。

一	削除
二	削除

十四　昭和四十三年郵政省告示第二十二号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

第二項の表四の項から八の項までを削る。

十五　昭和四十三年郵政省告示第三百三号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

第一項の表一六の項及び一七の項を削る。

第二項の表四の項を次のように改める。

四	削除

第二項の表五の項及び八の項中「同右」を「人命・財産の保護用」に改める。

十六　昭和四十六年郵政省告示第三百四十六号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

第二項の表七の項を削る。

十七　昭和五十年郵政省告示第四十六号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域の指定をする件）の一部を次のように改正する。

第一項の表一の項を次のように改める。

一	削除

十八　昭和五十七年郵政省告示第五百二十九号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

第二項の表三の項中「同右」を「人命・財産の保護用」に改める。

第二項の表九の項を次のように改める。

九	削除

第二項の表一〇の項中「同右」を「人命・財産の保護用」に改める。

十九　昭和六十年郵政省告示第六百二十四号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

第二項の表二の項中「同右」を「放送業務用」に改める。

第二項の表五の項を次のように改める。

五	削除

二十　昭和六十二年郵政省告示第二百十一号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

表二九の項を次のように改める。

二九	削除

二十一　平成三年郵政省告示第二百三十四号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

第一項の表一八の項から五八の項までを削る。

二十二　平成五年郵政省告示第六百四十四号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

第一項の表一六の項を次のように改める。

一六	削除

第一項の表三〇の項を次のように改める。

三〇	削除

二十三　平成七年郵政省告示第三十六号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

第一項の表五三の項及び五四の項を次のように改める。

五三	削除
五四	削除

第一項の表五七の項を次のように改める。

五七	削除